

第3期

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

2019年度 ものづくり関連施策

ものづくり企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



各制度の詳細は
問い合わせ先まで

高知県商工労働部

事業を新規に立ち上げたい

- ・中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金【県】……………1

新たに事業所を設置・整備したい

- ・地域雇用開発助成金【国】……………2

専門家のアドバイスを受けたい

- ・専門家派遣事業【認定支援機関】……………3
- ・専門家派遣事業【県】……………4

新たな事業(商品開発等)に取り組みたい

- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔①調査事業②製品開発事業③生産性向上計画作成事業〕……………5～6
- ・研究会発事業化支援事業費補助金【県】……………7
- ・事業化プラン(製品企画書)作成支援【センター】……………8
- ・事業戦略策定支援【センター】……………9
- ・経営革新等支援事業【センター】……………10
- ・販路開拓支援事業【センター】……………11
- ・防災関連産業交流会【県】……………12
- ・産業振興推進総合支援事業費補助金【県】……………13
- ・食品産業総合支援事業費補助金【県】……………14
- ・高知県IoT推進事業費補助金(地産地消・外商型)【県】……………15
- ・高知県IoT推進事業費補助金(Society5.0推進型)【県】……………16

販路開拓をしたい

- ・見本市への出展【センター】……………17
- ・公的調達制度による信用力の付与【県】……………18
- ・経営革新等支援事業【センター】(再掲)……………10
- ・販路開拓支援事業【センター】(再掲)……………11
- ・防災関連産業交流会【県】(再掲)……………12

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

- ・戦略的基盤技術高度化支援事業【国】……………19
- ・商業・サービス競争力強化連携支援事業【国】……………20
- ・産学官連携産業創出研究推進事業【県】……………21
- ・産学官連携事業化支援事業費補助金【県】……………22

試作品開発・研究開発・技術の実用化に取り組みたい

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【国・中央会】・23
- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔②製品開発事業〕
(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・研究会発事業化支援等事業費補助金【県】(再掲)・・・・・・・・ 7

設備投資をしたい

- ・高知県中小企業設備資金利子補給制度【県】・・・・・・・・ 24
- ・企業立地促進事業費補助金【県】・・・・・・・・ 25
- ・IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金【県】・・・・・・・・ 26
- ・産業振興計画推進融資【県】・・・・・・・・ 27
- ・ものづくり事業戦略推進事業費補助金【県】〔③生産性向上計画作成
事業〕(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

減災・防災への備えをしたい

- ・中小企業耐震診断等支援事業費補助金【県】・・・・・・・・ 28
- ・小規模事業者持続化補助金【商工会・商工会議所】・・・・・・・・ 29

円滑な事業承継に取り組みたい

- ・事業承継等推進事業費補助金【県】・・・・・・・・ 30
- ・金融支援【県】・・・・・・・・ 31
- ・遺留分に関する民法の特例【国】・・・・・・・・ 32

後継者育成に取り組みたい

- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】・・・・・・・・ 33

人材育成等に力を入れたい

- ・キャリアアップ助成金【国】・・・・・・・・ 34
- ・高知県地域活性化雇用創造プロジェクト【県】・・・・・・・・ 35
- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】(再掲)・・・・ 33

有利な税制措置を受けたい

- ・中小企業経営強化税制【国】・・・・・・・・ 36
- ・中小企業投資促進税制【国】・・・・・・・・ 37
- ・中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例【国】・・・・ 38
- ・地域未来投資促進法に基づく支援措置【国・県・市町村】・・・・ 39
- ・非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】・・・・ 40
- ・個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度
【国・県】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

補助制度比較表

- ・商品開発分野・・・・・・・・ 42
- ・販路開拓分野・・・・・・・・ 43
- ・設備投資分野・・・・・・・・ 44

市町村等が設置・運営するシェアオフィスへ入居する事業者の初期費用の一部を補助する

対象者	新規創業者等、県外から移転して事業所を開設する事業者 サテライト事業所開設事業者(定着型、短期滞在型)
対象経費・ 補助率・ 補助限度額	①オフィス賃借料:補助率1/2(上限1万円/人・月) ②通信回線使用料:補助率10/10(上限4万円/月) ③事業所開設経費 補助率1/2(上限100万円) ④事務機器等リース料、能力開発費、人材確保経費: 補助率1/2(上限50万円/年) ⑤新規雇用奨励金 常勤30万円/人、パート15万円/人 等
補助の要件	原則3年以上の事業活動を計画し、シェアオフィス運営者から入居を許可された事業者であること ※ただし、サテライト事業所の場合は短期間(1週間~3ヶ月を想定)のお試し滞在にも活用可能。この場合は①②のみ補助対象
事業期間	最長3年間
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業創造課IT・コンテンツ産業振興室 (担当:兼松、飯田) TEL:088-823-9750 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

市町村	名称	所在地	問い合わせ先
高知市	高知県高知市 土佐山庁舎貸事務所	高知市土佐山127	高知市土佐山地域振興課 TEL 088-895-2312
土佐清水市	シェアオフィス土佐清水	土佐清水市浜町6-22	土佐清水市観光商工課 TEL 0880-82-1212
東洋町	シェアオフィスTOYO	安芸郡東洋町大字野根 丙1427-1	東洋町総務課企画調整室 TEL 0887-29-3111
安田町	シェアオフィス「なかやま」	安芸郡安田町大字正弘 1550番地2	安田町役場地域創生課 TEL 0887-38-6713
本山町	シェアオフィス「もとやま」	長岡郡本山町高角437-2	本山町役場まちづくり推進課 TEL 0887-76-3916
土佐町	シェアオフィス相川	土佐郡土佐町高須305	土佐町役場産業振興課 TEL 0887-82-2450
津野町	シェアオフィス白石	高岡郡津野町白石甲 1421	津野町役場企画調整課 TEL 0889-55-2311
四万十町 (十和)	シマントシェアオフィス ヒロイ	高岡郡四万十町広瀬 583-13	(一社)いなかパイプ TEL 0880-28-5594
四万十町 (大正)	シマントシェアオフィス大正 大奈路	高岡郡四万十町大正大 奈路74番地10	四万十町大正地域振興局 地域振興課 TEL:0880-27-0111

雇用機会が特に不足している地域において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。

制度概要
雇用機会が特に不足している地域で、①事業所の設置・整備を行い②ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた助成金を、1年毎に最大3回支給します。

支給額 (1回の支給額)

事業所の設置・整備費用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48/60万円 (50万円)	76/96万円 (80万円)	143/180万円 (150万円)	285/360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57/72万円 (60万円)	95/120万円 (100万円)	190/240万円 (200万円)	380/480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86/108万円 (90万円)	143/180万円 (150万円)	285/360万円 (300万円)	570/720万円 (600万円)
5,000万円以上	114/144万円 (120万円)	190/240万円 (200万円)	380/480万円 (400万円)	760/960万円 (800万円)

◇別に定める生産性要件に該当の場合は表の右側の額、非該当の場合は左側の額を支給
 ※創業の場合の1回目は上記()内の額を適用
 ◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給額の1/2を第1回に上乗せ支給
 ◇創業と認められる場合は、1回目の支給において上記()内の額の倍額を支給

主な支給要件

- ・事業所の設置・整備を行う前に、管轄の公共職業安定所長に計画書を提出すること(計画期間は最長18カ月です。)
- ・雇用保険の適用事業所を設置・整備すること
- ・ハローワーク等の紹介により地域に居住する求職者を3人(創業の場合2人)以上雇い入れること
- ・事業所の雇用保険一般被保険者数が増加していること
- ・労働者の職場定着を図っていること
- ・解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと
- ・労働関係法令をはじめとする法令を遵守していること
- ・地域の雇用構造の改善に資すると認められること

対象地域
高知市(旧春野町を除く)、南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村以外の県内市町村

お問い合わせ先
高知市南金田1-39
高知労働局職業安定部職業対策課
TEL:088-885-6052
FAX:088-885-6064

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題に対応するために専門家を派遣する

対象者	中小企業者
費用	無料
回数の制限	年間3回まで
専門家	国が運営する中小企業支援サイト「ミラサポ」に登録されている経営分析、IT活用、マーケティング、人材育成、工程管理等の専門家 ※「ミラサポ」： https://www.mirasapo.jp/
利用方法	以下の認定支援機関へ要請する
受付期間	2019年4月～2020年2月(予定)(予算の範囲内での対応)
お問い合わせ先	高知県地域プラットフォーム「よさこい」 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: http://www.joho-kochi.or.jp

認定支援機関	金融機関(四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫)
	公益財団法人高知県産業振興センター
	高知県商工会連合会
	商工会議所(高知・安芸・須崎・中村・土佐清水・宿毛)
	高知県中小企業団体中央会
	四国産業・技術振興センター
	NPO法人ITCこうち
	NPO法人こうち企業支援センター

小規模事業者等の経営課題解決のため専門家を派遣する。

対象者	小規模事業者等(中小企業者、NPO、任意団体も対象。小規模企業者に対して優先的に実施)
費用	無料(専門家謝金、旅費については国補助金を活用)
回数、時間	概ね年間3回程度、1回あたり3時間以内
専門家	経営支援課で登録している経営分析、IT活用、マーケティング、人材育成、工程管理等経営課題の解決に向けての助言指導を行う専門家
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直接、経営支援課または地元商工会議所、商工会へ要請 ・事業実施の際は、専門家のほか経営支援課担当者、地元商工会議所または商工会の担当者も同席し、相談者様とともに経営課題に解決を考える
受付期間	2020年2月末まで (予算の範囲内での対応)
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部経営支援課(担当:和田・川村) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138

県内の中小企業が事業戦略に基づき行う市場調査(海外含む)や市場性のある製品開発において、必要となる費用の一部を助成することにより、事業戦略の推進を後押しする

	①調査事業	②製品開発事業
対象者	県内に本社若しくは生産拠点を有する事業者(個別事業者、事業体)	
対象経費	製品開発(※)を行う前段として行う客観的な市場調査に必要な経費(委託費、謝金、旅費等)	客観的な市場調査に基づき開発する、高い付加価値を持つ製品の開発(※)に必要な経費
	※食品を除く工業製品(機械装置、紙製品、防災関連製品等)	
補助率	1/2以内	
補助限度額	200万円 (申請時の下限50万円)	1,000万円 (申請時の下限50万円)
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること ・製品開発に進むことを想定し、本事業完了時に製品開発事業の補助要件を満たすこと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること ・補助事業完了時点で市場への投入を想定し、市場等の分析を行っていること ・技術的課題の解決が伴うこと 等
事業期間	最長1年間	最長2年間
申請受付期間	随時受付	
採択事業の決定	書類等の審査により採択事業を決定する	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:植田、北村) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261	

県内の中小企業が事業戦略に基づき行う設備投資において、効果的な設備投資を実現するための計画策定にかかる費用の一部を助成する事により、企業の生産性向上を後押しする

③生産性向上計画作成事業

	③生産性向上計画作成事業
対象者	県内で1年以上製造業を営んでいる事業者
対象経費	①工場等における設備投資において、機械設備の最適なスペック選定や効率的な配置等、生産性向上計画作成をコンサルタント等に委託する際に要する経費 ②指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝金 ③社員旅費及び②に係る旅費
補助率	1/2以内
補助限度額	150万円 (申請時の下限50万円)
補助の要件	・事業戦略を推進することを前提としていること ・事業戦略を推進するために必要な取り組みとして設備投資を想定していること ・本事業完了時に、作成した生産性向上計画を提出すること
事業期間	最長1年間
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	書面審査にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:山崎、北村) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261

IT・コンテンツ分野において意欲のある事業者や専門家、金融機関で構成する「高知県IT・コンテンツビジネス起業研究会」において、事業化プランの策定から、販路開拓までを支援

対象者	中小企業者等
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品及び新役務の開発事業、運用改善事業に係る直接人件費 等 ・販路開拓事業に係る専門家謝金、旅費、印刷製本費 等
補助率	1/2以内
補助限度額	300万円
補助の要件	・「高知県IT・コンテンツビジネス起業研究会」の事業化プラン認定事業者であること 等
事業期間	単年度
申請受付期間	随時受付
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部産業創造課IT・コンテンツ産業振興室 (担当:兼松、飯田) TEL:088-823-9750 FAX:088-823-9261 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/</p>

全国に通用する「made in 高知」の製品づくりを目指す事業者の、製品開発の企画から製造・販路開拓までの計画づくりを支援する。

対象者	高知県内の中小企業者 (機械金属加工を中心としたものづくり企業を対象)
費用	無料
内容	<p>以下の項目を整理することで、県外・海外で売れる商品づくりを企画書としてまとめ、確実な事業化を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 開発の背景/目的 これまでの取り組みや開発に至った経緯、開発を行うことで誰のどのようなニーズに応えることができるか。自社にどのようなメリットがあるか2. 市場概要 ターゲットとする市場は拡大しているか、開発する製品は競合他社の製品と比較して優位に立てるか。市場規模、競合状況(比較表など)3. 商品戦略 商品コンセプト(キャッチフレーズ/三大セールスポイント)、ターゲット顧客、販売価格(卸価格)/目標原価率/販売台数、販売時期、SWOT分析、商品ロードマップ4. 販売戦略 国内(営業体制、販売チャネル(Net販売、卸販売))、海外(対象国など)、広告(展示会、HP、雑誌掲載など)5. 売上計画(簡易版) 価格設定は適正か6. 開発仕様 開発要求項目、比較対象(自社or他社)も明示7. 開発日程 設計・試作・販売の日程、課題等8. 開発体制 役割分担(外注や、協力会社等有る場合、その関係性など)9. 資金計画 資金計画(開発/試作費含む)、設備投資額内訳10. 知財創成・調査 特許出願はどうするか、関連する特許は存在するか 特許申請、関連特許出願状況調査、適合企画11. 事業損益(減価償却/開発費/経常利益含み) どの程度の採算性が見込めるか
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL: https://www.joho-kochi.or.jp/mono

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略づくりや磨き上げ・実行の取り組みを支援する

対象者	高知県内の中小企業者(機械金属加工等を中心としたものづくり企業を対象)
費用	無料
事業戦略策定(イメージ)	<p>企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。</p> <p>事業戦略策定手順等のイメージ</p> <p><u>Step1 まずは現在の姿を「見える化」する</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 みずからの会社を振り返ってみる(事業概況)2 市場環境や業界の競争環境を整理する (マクロ・業界(外部環境)分析)3 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する (ミクロ・自社(内部環境等)分析) <p><u>Step2 ありたい姿(5年後の理想形)をえがく</u></p> <ol style="list-style-type: none">4 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ(製品開発)や事業規模の拡大(市場開拓)、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <p><u>Step3 実現するための課題を整理する</u></p> <ol style="list-style-type: none">5 着地点(5年後)に向けた取組課題を抽出する6 指標となる数値目標(KPI)を考える7 1年目の取組課題を抽出する8 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する (中長期業績目論見) <p><u>Step4 戦略を実行に移す</u></p> <p>「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく</p> <p>※事業戦略の策定に向けては、Step1からStep3の項目整理やStep4の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。</p>
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL: https://www.joho-kochi.or.jp/mono

県内の中小企業者等の振興を図るため、新技術・新製品の開発及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画の実現に向けた取り組みを支援する

対象者	中小企業者、農協、NPO等
対象経費	新事業動向等調査、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓、人材育成に係る経費(謝金、旅費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費等)
補助率	対象経費×1/2以内
補助限度額	200万円/年
補助の要件	<p>下記①～③のいずれかに該当すること</p> <p>①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定していること</p> <p>②事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略を策定していること</p> <p>③県内の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定していること</p>
申請可能期間	経営革新計画、事業戦略、経営計画の承認等を受けてから、3年以内
事業期間	2020年3月20日まで
申請受付期間	今年度の公募は終了しました (次年度の公募は令和2年2月頃を予定しています)
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
その他	事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略に位置付けられていれば、審査上の評価点を加点します
お問い合わせ先	<p>高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: https://www.joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2019.php 【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】</p> <p>高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9720) 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】</p> <p>ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】</p> <p>高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698)</p>

県内の中小企業の振興を図るため、県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大のために行う展示会出展等の取り組みを支援する

対象者	県内の中小企業者等	
対象経費	販路開拓のための県外又は海外展示会への出展に係る経費 (旅費、委託費、出展小間料、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費等)	
事業区分	海外展示会出展事業	国内展示会出展事業
補助率	対象経費×1/2以内	対象経費×1/2～1/4以内 ※過去3年間の事業活用実績に応じて、1/2(無し)、1/3(1年)、1/4(2年)、対象外(3年)
補助限度額	100万円/年	30万円/年
	※海外展示会と国内展示会を併用する場合は、100万円/年	
補助の要件	販路開拓に向けた計画的な取組であること ※販路開拓・拡大の方向性やターゲット、目標数値等に関する別途資料の提出が必要	
事業期間	単年度	
申請受付期間	今年度の公募は終了しました (次年度の公募は令和2年2月頃を予定しています)	
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する	
その他	事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略に位置付けられていれば、取組に応じて審査上の評価点を加算します	
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: https://www.joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2019.php 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 ものづくり地産地消・外商センター 地産地消推進部 事業戦略課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556	

県内で防災関連製品を開発・製造する企業を対象に製品の開発から販路開拓まで一貫して支援する

対象者	防災関連製品を製造・開発している企業、 これから防災に関する取組を実施しようとしている企業、 自主防災組織 等
費用	無料
防災製品開発 ワーキンググ ループ・セミ ナー・個別相談 会	・防災現場のニーズに即した製品の開発につながる情報 提供等を行うためのワーキンググループ活動、防災関連 製品の開発や販路開拓についてのセミナー、防災関連製 品を取り扱う大手商社担当者との個別相談会等への参加 機会を提供
高知家の防災製 品サポートデスク	・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へ のメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業か ら製品開発や販路開拓に関する相談に対応
認定制度・ 公的調達制度	・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製 品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログや ホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信する ・公的調達制度(P18)が活用可能
県外や海外見本 市でのPR	・大都市圏や海外で開催される見本市(P17)への出展機 会を提供
利用方法	お問い合わせ先までご連絡ください
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:杉本・北村) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/

活
用
事
例

・機械製造業

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、
県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

・食品製造業

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

高知県産業振興計画を効果的に実施するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組を総合的に支援する

	ステップアップ事業 (事業等の立ち上げ段階または試行段階の 取組みを支援)	一般事業
対象者	中小企業者、中小企業のグループ等	
対象事業	地域アクションプラン等、産業振興計画に位置付けられた取組 (ステップアップ事業は、これに準ずると認められる取組を含む)	
対象経費	①新商品等の開発、販路開拓等 に係る経費(謝金、旅費、委託費、 調査研究費、広告宣伝費等)	①新商品等の開発、販路開拓等に 係る経費(同左) ②建物及び付属設備、構築物、 機械装置、車両運搬具、工具器具 備品等の取得費
補助率	対象経費 × 1/2 以内	対象経費 × 1/2 以内 ※地域への経済波及効果が高い取組と 認められる事業は、2/3 以内 (ただし、企業等のハード事業は1/2以内)
補助限度額	200 万円	5,000 万円 ※別途要件を満たす場合は、5,000万円の加算措 置あり <拡大再生産加算(クラスター加算、外商加算)> <拠点加算>
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の合意が取れていること ・産業振興計画への位置付けがあること ※②への補助は、以下の要件も満たすこと ・他の事業者と連携して行う事業であること ・主要原材料の県内調達割合が80%以上であること 等 	
事業期間	単年度	
申請受付期間	随時募集(一般事業については、月1回程度審査会を開催予定)	
採択事業の決定	一般事業については、外部有識者による審査会にて採択事業を決定する	
お問い合わせ先	高知県庁産業振興推進部計画推進課(担当:名執・光内) TEL:088-823-9333 FAX:088-823-9255 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/	

○葉にんにくを活用した加工食品の生産・販売の拡大

【事業概要】業務用フードプロセッサ、大型プレハブ冷蔵庫等の整備

・食品加工機器等を導入し、希少性の高い農産物の生産や時代に即したサービス体系を複合的に組み合わせ、売上の増加と雇用の確保を図る取組

県内の食品加工事業者が事業活動における事業化プラン及び事業戦略づくりに基づく商品開発・改良、衛生管理向上及び生産性向上等において必要となる費用の一部を助成することにより、事業拡大に対する挑戦を後押しし、さらなる県経済の飛躍を図る。

対象者	県内に所在する中小企業者(食品加工事業者)
対象経費	①商品開発及び商品PRに必要な経費(ソフト事業、ハード事業) ②商品改良に必要な経費(ソフト事業) ③衛生管理向上に必要な経費(ソフト事業、ハード事業) ④生産性向上に必要な経費(ソフト事業、ハード事業)
補助率	ソフト事業対象経費 × 1/2以内 ハード事業対象経費 × 1/3以内
補助限度額	300万円(下限10万円) ※商品改良のみは、上限150万円 ※衛生管理向上・ソフト事業のみは、上限100万円 ※事業戦略策定済み事業者は、上限600万円
補助の要件	①商品開発・改良は、外商の成果が見込まれこと ②商品開発・改良及衛生管理向上は、申請時に県版HACCP第2ステージ以上を取得済み又は取得見込みであること ③生産性向上は、申請時に県版HACCP第3ステージ以上を取得済み又は取得見込みであること ※詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。
事業期間	単年度
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県庁産業振興推進部地産地消・外商課 TEL:088-823-9704 FAX:088-823-9262 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120901/

活用事例

- ・商品の原材料にこだわるとともに、新たなパッケージデザインを制作し、展示会に出展・PRすることで、県外への販路拡大を目指す。
- ・汚染区域と非汚染区域を分けるため、新たに簡易な壁を作り、衛生管理を向上させるとともに、HACCP手法の重要管理点(CCP)の設定のため、金属検出機を導入する。
- ・卸会社や小売店などへの取引拡大に向け、食品製造ラインに、より処理能力が高い製造機器を導入し、生産性の向上を図る。

県内各分野の課題解決に資する、IoT技術を活用したシステム・サービスを開発する県内中小企業者を支援します。

対象者	事業を行うために必要な開発拠点を県内に有し、主として県内で事業に取り組む中小企業者
対象経費	IoTによる新たなシステムを開発する事業 (直接人件費、原材料費、外注費、謝金、旅費等)
補助率	対象経費(税抜き) × 2/3以内
補助限度額	1,000万円(下限額:50万円)
補助の要件	次の全ての要件を満たす必要がある。 (1)高知県IoT推進ラボ研究会(以下「研究会」という。)の会員であること。 (2)公募手続を経た研究会の取組みにより実施する事業であり、このことを研究会事務局が承認している事業であること。 (3)事業を実施するにあたり、県内各分野の課題を有する者が協力する体制を構築していること。
事業期間	最長2年間(3か年度まで可)
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業創造課IoT推進室 (担当:田部、奈良) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

IoT、AI(人工知能)等のデジタル技術を活用した、本県の公益的な課題解決と社会実装につながる実証実験を支援します。

対象者	県内IT事業者を含む4者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム
対象経費	社会実装につながる実証実験事業にかかる経費 (直接人件費、原材料費、外注費、謝金、旅費等)
補助率	対象経費(税抜き)×2/3以内
補助限度額	2,500万円(下限額:250万円)
補助の要件	次の全ての要件を満たす必要がある。 (1)高知県IoT推進ラボ研究会の会員である、民間企業や大学、研究機関、地方公共団体、NPO法人など、4者以上が参加するコンソーシアムを組成していること (2)補助事業実施にあたり、県内各分野の課題を有する者とコンソーシアムを組成していること。 (3)コンソーシアム内の課題解決に向けた事業を行う企業の中に、県内IT事業者が含まれること。
事業期間	最長2年間(3か年度まで可)
申請受付期間	一次公募 : 5月初旬から8月末予定 二次公募 : 9月下旬から11月下旬予定 ※一次公募の採択状況により、二次公募を行わない場合があります。
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業創造課IoT推進室 (担当:利岡、奈良) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供する。

【2019年度高知県ブース確保の見本市】

	見本市名	会期	場所
①	西日本食品産業創造展'19	2019.5.15～17	マリンメッセ福岡
②	オフィス防災EXPO	2019.5.29～31	東京ビッグサイト
③	中部ライフガードTEC2019	2019.5.30～31	ポートメッセなごや
④	防犯防災総合展2019	2019.6.6～7	インテックス大阪
⑤	インテリアライフスタイル2019	2019.7.17～19	東京ビッグサイト
⑥	建設資材展2019	2019.7.24～26	東京ビッグサイト
⑦	ジャパンインターナショナルシーフードショー	2019.8.21～23	東京ビッグサイト
⑧	フードファクトリー2019	2019.9.11～13	青梅展示棟(東京ビッグサイト)
⑨	国際福祉機器展2019	2019.9.25～27	東京ビッグサイト
⑩	愛媛農林水産参観デー協賛農機展	2019.10.1～2	愛媛県農林水産研究所
⑪	危機管理産業展2019	2019.10.2～4	東京ビッグサイト
⑫	国際農業資材EXPO	2019.10.9～11	幕張メッセ
⑬	JAPAN PACK 2019	2019.10.29～11.1	幕張メッセ
⑭	関西オフィス防災EXPO	2019.11.13～15	インテックス大阪
⑮	ジャパンホームショー	2019.11.13～15	東京ビッグサイト
⑯	鉄道技術展2019	2019.11.27～29	幕張メッセ
⑰	ベビー&キッズEXPO	2020.1.20～22	幕張メッセ
⑱	国際雑貨EXPO	2020.1.20～22	幕張メッセ
⑲	新機能性材料展2020	2020.1.29～31	東京ビッグサイト
⑳	東京インターナショナルギフトショー春2020	2020.2.5～7	東京ビッグサイト
㉑	震災対策技術展横浜	2020.2.6～7	パシフィコ横浜
㉒	国際ホテル・レストランショー(HCJ2020)	2020.2.18～21	幕張メッセ
㉓	防災・防犯・リスク対策展	2020.2.18～21	幕張メッセ
㉔	シーフードショー大阪	2020.2.19～20	ATCホール
㉕	建築・建材展2020	2020.3.3～6	東京ビッグサイト

【ミニ展示商談会】

テーマを絞り、首都圏等での商談深化を促し、成約確保に向けたサポートを行う。(出展企業は、5～6社程度)

・東京5回 ・大阪2回 ・名古屋1回

問い合わせ先

高知県産業振興センター

ものづくり地産地消・外商センター 外商部 外商課

TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556

URL: <https://www.joho-kochi.or.jp/mono>

中小企業者等が開発・生産する商品を県が認定し、必要に応じて発注を行うことで県の受注実績を作るとともに、使用後はユーザーの立場から評価を返し、今後の商品改良等に役立てる制度

	新事業分野開拓者認定制度	モデル発注制度
対象者	県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等	
対象製品	物品・サービス	土木建築関連の技術・工法等
認定等を受けるメリット	4号随契に基づく県での調達や工事での使用(仕様書での指定)の後、評価を行い、事業者へフィードバック	
認定機関	5年	3年
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・販売を開始してから5年以内のものであること ・市場性が見込まれること ・価格水準が適正であること ・県の機関等で用途が見込まれること ・防災関連製品については、「高知県防災関連製品認定制度(※)」の認定を受けていること 等 	
申請受付期間	年2回公募予定 第1回目公募期間:2019年6月～7月 審査会 :2019年9月 第2回目公募期間:2019年11月～12月 審査会 :2020年年2月	
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:竹吉・西尾) TEL:088-823-9720 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/	

※参考:防
災関連製品
認定制度
(P. 12)

・県内企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行った上で、高知県防災関連産業交流会が「高知県防災関連登録製品」として認定する制度

・認定された製品・技術は、「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、登録製品カタログや県のホームページへ掲載し、県内外に情報を発信

中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発や試作品開発及び販路開拓への取組等を支援する

	研究開発・試作品開発
対象者	「中小ものづくり高度化法」に基づく認定（又は地域未来投資促進法の承認）を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含み、事業管理機関、研究等実施機関などによって構成される共同体を基本とする。
補助率	中小企業・小規模事業者等 2/3以内 大学・公設試等 定額
補助限度額	4,500万円/年 ※最長3年間の継続支援。2カ年合計の上限は7,500万円、3カ年合計の上限は9,750万円。
事業期間	2年度又は3年度
申請受付期間	今年度の公募は終了しました
お問い合わせ先	四国経済産業局地域経済部産業技術課 TEL:087-811-8518 FAX:088-811-8555 URL: http://www.shikoku.meti.go.jp/

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取り組みを支援。

	研究開発・試作品開発
対象者	中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者。
補助率	IoT, AI, ブロックチェーン等先端技術活用型 2/3以内 一般型 1/2以内
補助限度額	3,000万円/年 ※2年度(2年度目は初年度の交付決定額が上限)
事業期間	2年度
申請受付期間	今年度の公募は終了しました
お問い合わせ先	四国経済産業局地域経済部産業技術課 TEL: 087-811-8518 FAX: 088-811-8555 URL: http://www.shikoku.meti.go.jp/

大学等の研究シーズ等を実用化段階へ引き上げるための産学官共同研究を支援する。

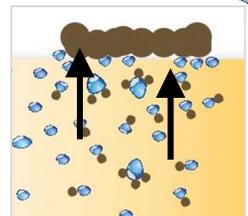
対象者	「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織
対象事業	大学等の研究シーズ等を活用し、概ね3年程度で事業化研究(製品化の研究)への移行が見込める、新たな研究開発要素を持った実用化研究のうち、事業化の方向性を探る小規模な予備的研究段階(チャレンジ枠)及び実用化につなげる本格的な研究段階(通常枠)を対象とする。
対象経費	装置・設備費、人件費、研究開発費等 ※3年目の装置・設備費は対象外
委託費	【通常枠】 1,800万円以内/年 ※3年目は1,000万円 【チャレンジ枠】 500万円以内/年
事業期間	【通常枠】 最長3年間 【チャレンジ枠】 最長2年間
申請受付期間	4月初旬から6月中旬 ※今年度の公募は終了しました
採択事業の決定	外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業創造課(担当:岡内、大崎) TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

成果例

ファインバブル(微細気泡)発生装置の開発

＜イノベーションアワード2015文部科学大臣賞受賞＞

- ・高知高専などの研究を(株)坂本技研が事業化
- ・微細な気泡が水中の溶存酸素濃度を高め、農産物や養殖魚の生育を早める効果等を確認し、一次産業分野で用途が拡大中。
- ・工業分野でも、有毒物質の分解効果や浄化・洗浄等の効果を生かし、ボイラ水処理施設やメッキ工場など多分野利用を推進中。
- ・2018年10月から、小型で安価な水中ポンプ型ファインバブル浄化装置「バブルフレッシャー(右写真)」を販売開始
→金属加工工場の切削油洗浄や腐敗臭対策に効果を発揮中



バブル効果で
微細ゴミが浮上



事業化段階の技術を活用し、事業化につなげるための産学官共同研究を支援する。

事業名	産学官連携事業化支援推進事業
対象者	「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織
対象事業	大学等の実用化研究の成果や企業の優れた技術等を活用した、2年以内に製品又は試作品開発が見込める研究開発を対象とする。
対象経費	装置・設備費、人件費(大学等のみ)、研究開発費等 ※2年目の装置・設備費は対象外
補助率	企業等:対象経費×2/3、大学等:対象経費×10/10
補助限度額	1,000万円以内/年
事業期間	最長2年
申請受付期間	一次公募:4月初旬から6月中旬 二次公募:8月中旬から9月下旬 ※今年度の公募は終了しました
採択事業の決定	外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業創造課(担当:岡内、大崎) TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

成果例

スズメバチ忌避剤を利用したミツバチ保護装置の開発 〈第33回地場産業大賞「奨励賞」受賞〉

- ・高知大学発ベンチャー企業の(株)KINPが、スズメバチの攻撃性を喪失させる全く新しい忌避剤の開発に成功し事業化。
→「殺虫剤」ではなく、天然成分を使った忌避剤であることが画期的
- ・2018年4月から、スズメバチ接近防止スプレー「スズメバチサラバ」の販売を開始し、森林組合、学校、消防署等に向けて販売を展開中。
- ・スズメバチ忌避剤を利用したミツバチ保護装置の開発を推進中。



足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援する

対象者	中小企業・小規模事業者、中小企業者による連携体、一定の要件を満たす特定非営利活動法人
対象事業 [革新的サービス] [ものづくり技術]	以下の①、②のいずれかの要件を満たす事業 ①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ②「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
対象経費	機械装置費、技術導入費、試作品等の開発に係る経費(原材料費)等
補助額	①一般型：100万円～1,000万円 ②小規模型：100万円～500万円 ※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能
補助率	①②注1対象経費×1/2以内 ※生産性向上特別措置法(2008年法律第25号)に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3以内(いずれも2008年12月21日以降の申請分のみ) 注1：小規模型に応募する小規模企業者の補助率2/3以内
補助の要件	認定支援機関により、事業計画の実効性等が確認されていること 等
事業期間	①交付決定日から2019年12月27日まで ②交付決定日から2019年11月29日まで
申請受付期間	2019年2月18日～2019年5月8日 ※今年度の公募は終了しました
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県中小企業団体中央会 ものづくり補助金事業推進室 TEL:088-845-6222 FAX:088-845-8010 URL:http://www.kbiz.or.jp/

活
用
例

- ・土木機械部品の生産性向上のため、高性能マシニングセンタを導入する
- ・水洗いとドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法を可能とするドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供する
- ・高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築し、高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を整備する
- ・医療カテーテル・内視鏡等の制度を向上させるため、マイクロモーターに使用される部品を世界最小クラスまで小型化するための試作開発を行う

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援する

対象者	経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等																																
対象資金	設備資金																																
要件等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="382 464 594 576">制度</th> <th data-bbox="594 464 822 576">①経営計画・事業戦略型</th> <th data-bbox="822 464 1105 576">②先端設備等導入計画型</th> <th data-bbox="1105 464 1368 576">③生産性向上計画型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="382 576 594 623">業種</td> <td data-bbox="594 576 822 623">限定なし</td> <td data-bbox="822 576 1105 623">限定なし</td> <td data-bbox="1105 576 1368 623">製造業のみ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 623 594 996">要件</td> <td data-bbox="594 623 822 996">経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定</td> <td data-bbox="822 623 1105 996">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定</td> <td data-bbox="1105 623 1368 996">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 高知県ものづくり事業戦略推進事業費補助金を受けて生産性向上計画策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 996 594 1114">保証付き融資対象</td> <td data-bbox="594 996 822 1114">○</td> <td data-bbox="822 996 1105 1114">○</td> <td data-bbox="1105 996 1368 1114">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1114 594 1317">利子補給の対象融資額上限（1件あたり）</td> <td data-bbox="594 1114 822 1317">2,000万円</td> <td data-bbox="822 1114 1105 1317">5,000万円</td> <td data-bbox="1105 1114 1368 1317">1億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1317 594 1375">期間</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1317 1368 1375">10年（据え置き2年）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1375 594 1431">補給率</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1375 1368 1431">1%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1431 594 1487">融資枠</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1431 1368 1487">30億円</td> </tr> </tbody> </table>	制度	①経営計画・事業戦略型	②先端設備等導入計画型	③生産性向上計画型	業種	限定なし	限定なし	製造業のみ	要件	経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 高知県ものづくり事業戦略推進事業費補助金を受けて生産性向上計画策定	保証付き融資対象	○	○	○	利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円	5,000万円	1億円	期間	10年（据え置き2年）以内			補給率	1%以内			融資枠	30億円		
制度	①経営計画・事業戦略型	②先端設備等導入計画型	③生産性向上計画型																														
業種	限定なし	限定なし	製造業のみ																														
要件	経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 高知県ものづくり事業戦略推進事業費補助金を受けて生産性向上計画策定																														
保証付き融資対象	○	○	○																														
利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円	5,000万円	1億円																														
期間	10年（据え置き2年）以内																																
補給率	1%以内																																
融資枠	30億円																																
取扱金融機関	四国銀行・高知銀行・愛媛銀行 幡多信用金庫・高知信用金庫																																
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部経営支援課（担当：田上・山本） TEL：088－823－9695 FAX：088－823－9138 URL： http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/																																

本県への企業立地の促進(工場等の新設又は増設)

対象者	製造業を営む事業者
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※1)を操業開始後1年以内に10人以上(※2)新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から3年以内に操業を開始すること <p>(※1)1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者</p> <p>(※2)地域資源活用型産業(主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合)は5人以上</p>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費(建物及び附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品) <p>※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む</p> <p>※工場立地法の届出を要する特定工場については、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる</p>
補助率	<p>補助対象経費 × 10～25%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率:業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合:基本補助率+5% ・投資額1億円以上かつ新規雇用者数20人以上:基本補助率+5%
補助限度額	50億円
雇用奨励金	<p>県内新規雇用者数 × 100万円(正規)又は80万円(非正規)</p> <p>※1週間の所定労働時間が30時間以上で6ヶ月以上継続雇用された者</p>
申請受付期間	<p>随時募集</p> <p>(事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること)</p>
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部企業立地課</p> <p>TEL:088-823-9693</p> <p>FAX:088-823-9268</p> <p>URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/</p>

IT・コンテンツ関連企業の県内への立地を促進する

対象業種	アニメ、ゲーム、アプリ、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の企画・制作等を行うIT・コンテンツ関連企業
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること 等
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費
補助率	補助対象経費 × 20～50%
補助限度額	2.5億円
事業期間	最長3年間
雇用奨励金	正規職員1名につき120万円 等
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部産業創造課IT・コンテンツ産業振興室 (担当:橋詰、武市、島崎、兼松、飯田) TEL:088-823-9750 FAX:088-823-9261 URL:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/</p>

産業振興計画に取り組む企業を支援する

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)		
対象資金	設備資金、運転資金		
償還期間	①7年以内(据置期間1年以内) ②10年以内(据置期間2年以内)		
貸付利率 保証料率		①7年	②10年
※貸付利率は変動			
	貸付利率※1	2.27%以内	2.42%以内
	保証料率	0.30%※2	0.25%※2
	※1: 貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2% ※2: 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.49%)が適用されます。 ※3: セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますので お問い合わせください。		
貸付限度額	1億円		
申込み先	四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、 幡多信用金庫、商工組合中央金庫(2019.10.1現在)		
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部経営支援課(担当:田上・山本) TEL:088-823-9695 FAX:088-823-9138 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/		

想定事例

- ・製造品出荷額の増加や商店街振興、観光振興など産業振興計画に沿った事業を行う場合、本制度の活用が可能(設備資金、運転資金とも可)。
- ・また、設備投資に係る補助制度と本制度を合わせて活用し、頭金なしで設備投資を行うことも可能。

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業(製造業)の耐震診断等に要する費用を支援する

対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP(事業継続計画)を策定している者
対象事業	①耐震診断 ②耐震設計・建替設計
対象建築物	・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等
補助率	対象経費×2/3以内
補助限度額	①耐震診断:133.3万円 ※耐震診断以外に必要な費用(耐震診断結果の評定にかかる手数料等)については100万円を限度に加算できる ②耐震設計:200万円
補助の要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部商工政策課(担当:濱田・公文) TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/

2018年7月豪雨で被害を受けた小規模事業者が事業再建に取り組むにあたり、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その経営計画に基づいた販路開拓等の取り組みを支援する

対象者	小規模事業者 (高知県に所在する、2018年7月豪雨の影響を受けた者) ・従業員数5人以下の商業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く) ・上記業種以外の従業員数20人以下の事業者
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、 専門家謝金、委託費、外注費等
補助率	対象経費×2/3以内
補助限度額	100万円(高知県)
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> 策定した「経営計画」に基づいて実施する販路開拓のための取組であること 商工会または、商工会議所の支援を受けながら、取り組む事業であること等
事業期間	交付決定日から2019年12月31日(予定)まで
申請受付期間	2018年12月26日(水)～2019年4月10日(水) ※今年度の公募は終了しました
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県商工会議所連合会 (商工会議所管轄の小規模事業者) TEL:088-875-1177 FAX:088-873-0572 高知県商工会連合会 (商工会管轄の小規模事業者) TEL:088-846-2111 FAX:088-846-2244

想定事例

- ・新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシの作成
- ・集客力を高める、または生産性向上のための設備導入
- ・魅力ある商品作りの一環として、商品パッケージ制作

次の経営者への交代に伴う事業承継計画の策定やM&Aの着手に必要な経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図る

対象者	事業承継に取り組む事業者
対象経費	<p>専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M&A仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費</p> <p>①事業承継計画の策定経費 ②M&A仲介委託経費等</p>
補助率	補助対象経費 × 1 / 2
補助限度額	100万円
申請受付期間	随時募集
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	<p>高知県商工労働部商工政策課(担当:森・公文)</p> <p>TEL:088-823-9692</p> <p>FAX:088-823-9261</p>

活用事例

- ・次の経営者への交代に伴う計画策定に係る策定委託料や企業価値の算出委託料等。
- ・M&A着手に係る仲介委託料、マッチング登録料等。

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対し、特例を設ける。

対象者	経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けた県内中小企業者等								
対象資金	<p>事業承継に関する資金 (資金の二ーズ例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が、相続等で分散した自社株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が、相続や贈与によって自社株式や事業用資産を取得した場合の納税資金 ・役員や従業員が、株式の一部を買い取って事業の承継を行うための資金 ・経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入金条件や取引先の支払い条件が厳しくなった場合 								
支援内容	<p>I 低利融資</p> <p>(1) 融資を受けることができる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた会社の代表者個人が、自社株式や事業用資産の買い取りや、相続税や贈与税の納税などを行う場合。 ・会社が株主から自社株式や事業用資産を買い取る場合。 ・後継者である個人事業主が、事業用資産を買い取る場合。 ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた会社の代表者個人が、自社株式や事業用資産の買い取りや、相続税や贈与税の納税などを行う場合。 <p>(2) 融資の条件(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 7億2千万円(うち運転資金4億8千万円) ・融資利率 通常1.2%の基準金利が適用されるどころ0.81%の特別利率①を適用 <p>II 信用保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定を得た会社及び個人事業主が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠が用意されています。 <table border="1" data-bbox="315 1411 1329 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="315 1411 822 1469">通常</th> <th data-bbox="822 1411 1329 1469">拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="315 1469 822 1529">普通保険(2億円)</td> <td data-bbox="822 1469 1329 1529">+2億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="315 1529 822 1589">無担保保険(8千万円)</td> <td data-bbox="822 1529 1329 1589">+8千万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="315 1589 822 1649">特別小口保険(1.25千万円)</td> <td data-bbox="822 1589 1329 1649">+1.25千万円</td> </tr> </tbody> </table>	通常	拡大	普通保険(2億円)	+2億円	無担保保険(8千万円)	+8千万円	特別小口保険(1.25千万円)	+1.25千万円
通常	拡大								
普通保険(2億円)	+2億円								
無担保保険(8千万円)	+8千万円								
特別小口保険(1.25千万円)	+1.25千万円								
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部経営支援課(担当:和田・川村)</p> <p>TEL:088-823-9697</p> <p>FAX:088-823-9138</p>								

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

要件	<p>(会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業であること ・上場企業等でないこと ・継続して3年以上事業をおこなっていること <p>(旧代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営権に制限のない代表者であったこと(後継者とともに現代表である者も可) ・後継者に株式の生前贈与をおこなっていること <p>(後継者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意の時点での代表権に制限のない代表者 ・旧代表者からの贈与前は議決権の過半数を持っていなかったこと ・旧代表者の生前贈与を直接または間接的に受けたこと ・上記の取得により議決権の過半数を超えること <p>(合意内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継の円滑化のためにされた合意であること ・推定相続人全員及び後継者によるもの ・「除外合意」「固定合意」の一方または両方が含まれること ・後継者が対象株式を処分した場合及び代表をやめた場合の措置が定められていること
制度内容	<p>①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外(除外合意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止 <p>②生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない
手続きの流れ	<pre> graph LR A[合意] -- "1ヶ月以内に申請 (後継者が単独)" --> B[経済産業大臣の 確認] B -- "1ヶ月以内に申立て (後継者が単独)" --> C[家庭裁判所の許可] C --> D[合意の効力発生] </pre>
お問い合わせ先	<p>中小企業庁事業環境部財務課 住所: 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 TEL: 03-3501-5808 中小企業庁ホームページ: http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm</p>

後継者育成

伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金

【県（市町村への間接補助）】

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図る

対象者	伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者（土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用） ※市町村への間接補助
対象経費	1. 短期研修事業 謝金、通信運搬費、パンフレット作成費 等 2. 研修環境整備事業 研修用道具の購入・リース料、修繕費 3. 研修者受入事業 ①研修生：図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ②研修受入生産者等：謝金 ③学校形式による育成施設の管理に関する経費
補助率	対象経費×2/3（市町村が1/3 継ぎ足し ただし、研修者受入事業の研修受入生産者等への補助額のうち、5万円までは補助率10/10、3.③については対象経費×1/3以内）
補助限度額	1. 短期研修事業 1事業者につき、30万円/年 2. 研修環境整備事業 1事業者につき、30万円/年 3. 研修者受入事業 ①研修生：15万円/月 ②研修受入生産者等：5～12.5万円/月 ③他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内
研修期間	短期研修事業：5日間以上 研修者受入事業：最長2年
申請受付期間	随時
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課（担当：吉本・西尾） TEL:088-823-9720 FAX:088-823-9261

活用事例

- 短期研修事業（2018年度）
 - ・土佐硯 1回（10日間）実施
- 研修者受入事業（2018年度）
 - ・土佐和紙：1名、土佐硯：1名、土佐打刃物：4名

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に助成する制度です。 ※助成額 <>は生産性要件該当の場合の額、()は大企業の額

I	正社員化コース	
	<p>有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した事業主に対して助成(正規雇用等へ転換した際、転換前後の6か月の賃金を比較して5%以上増額していること)</p>	<p>①有期→正規 1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)</p> <p>※正規には「多様な正社員(短時間、地域限定等)」を含む。 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり①③は28万5,000円<36万円>を加算(大企業同額) ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合加算措置あり。 ※勤務地・地域限定正社員制度を新規に規定した場合、1事業所当たり①③は95,000円<12万円>(71,250円<9万円>)を加算 ※①②の場合、対象労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が3年以下に限る。</p>
II	賃金規定等改定コース	
	<p>全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合</p>	<p>①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1～3人:1事業所当たり 95,000円 <12万円> (71,250円<9万円>) 4～6人:1事業所当たり 19万円 <24万円> (14万2,500円<18万円>) 7～10人:1事業所当たり 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11～100人:1人当たり 28,500円 <36,000円> (19,000円<24,000円>)</p> <p>②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1～3人:1事業所当たり 47,500円 <6万円> (33,250円<42,000円>) 4～6人:1事業所当たり 95,000円 <12万円> (71,250円<9万円>) 7～10人:1事業所当たり 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11～100人:1人当たり 14,250円 <18,000円> (9,500円<12,000円>)</p> <p>※中小企業において3%以上増額した場合、①:14,250円<18,000円>加算 ②:7,600円 <9,600円> 加算 ※「職務評価」手法の活用実施の場合加算措置あり。</p>
III	健康診断制度コース	
	<p>有期契約労働者等を対象に「法定外の健診制度」を新規に規定し、4人以上に実施した場合</p>	<p>1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)</p>
IV	賃金規定等共通化コース	
	<p>有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新規に規定・適用した場合</p>	<p>1事業所当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)</p> <p>※共通化した対象労働者(2人目以降)について対象労働者1人当たり2万円<24,000円>(15,000円<18,000円>)を加算(上限20人まで)</p>
V	諸手当制度共通化コース	
	<p>有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新規に規定・適用した場合</p>	<p>1事業所当たり38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)</p> <p>※人数に応じた加算措置及び諸手当の数に応じた加算措置あり。</p>
VI	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	
	<p>詳細は労働局にお問合せください。</p>	
VII	短時間労働者労働時間延長コース	
	<p>詳細は労働局にお問合せください。</p>	

【お問合せ先】 高知市南金田1-39
 高知労働局職業安定部職業対策課 TEL088-885-6052 FAX088-885-6064

対象業種で雇用保険適用事業所の正社員雇用機会の創出を図るために人材確保・育成を支援する。

地域産業活性化コース（製造業、防災関連産業など）	地域雇用活性化コース（第一次産業、サービス産業など）
<p>＜主な対象業種（日本標準産業分類による25業種）＞</p> <p>食料品製造業(E09) 飲料・たばこ・飼料製造業(E10) 繊維工業(E11) 木材・木製品製造業(家具を除く)(E12) 家具・装備品製造業(E13) パルプ・紙・紙加工品製造業(E14) 印刷・同関連業(E15) 化学工業(E16) プラスチック製品製造業(別掲を除く)(E18) 窯業・土石製品製造業(E21) 鉄鋼業(E22) 非鉄金属製造業(E23) 金属製品製造業(E24) はん用機械器具製造業(E25) 生産用機械器具製造業(E26) 業務用機械器具製造業(E27) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28) 電気機械器具製造業(E29) 情報通信機械器具製造業(E30) 輸送用機械器具製造業(E31) その他製造業(E32) 情報サービス業(G39) インターネット附随サービス業(G40)</p>	<p>＜対象業種（日本標準産業分類による24業種）＞</p> <p>農業(A01) 林業(A02) 漁業(水産養殖業を除く)(B03) 水産養殖業(B04) 各種商品卸売業(I50) 繊維・衣服等卸売業(I51) 飲食料品卸売業(I52) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業(I53) 機械器具卸売業(I54) その他卸売業(I55) 各種商品小売業(I56) 織物・衣服・身の回り品小売業(I57) 飲食料品小売業(I58) 機械器具小売業(I59) その他の小売業(I60) 無店舗小売業(I61) 物品賃貸業(K70) 専門サービス業(他に分類されないもの)(L72) 広告業(L73) 宿泊業(M75) 飲食店(M76) 持ち帰り・配達飲食サービス業(M77) その他の生活関連サービス業(N79) 娯楽業(N80)</p>

支 援 事 業

《 地域産業活性化コース 》

◆中核人材雇用支援事業

企業が人材紹介会社を活用して、製品開発や販路拡大等に関する専門的な知識や技術を有する中核人材を新たに雇用した際の賃金の一部を助成します。

【補助額】 給与月額 × 6ヶ月以内 × 80%

【補助限度額】 1人当たり 134.4万円 (月額22.4万円 × 6ヶ月)

◆管理者等派遣研修支援事業

企業の管理者等が、生産現場の改善や販路拡大などの事業拡大につながるものや、人材確保や労務管理等を習得する研修やセミナーに参加する場合の参加費及び旅費の一部、又は自社で管理職員向けセミナー等を開催する場合の講師派遣費用の一部を助成します。

【補助対象経費および補助率】

- ・対象となる研修やセミナーの参加費(受講料)及び参加旅費の80%
- ・講師謝金および講師旅費の80%

【補助限度額】 1企業当たり 30万円以内

《 地域雇用活性化コース 》

◆中核人材確保支援事業

企業が人材紹介会社を活用して、人事労務管理等の中心的人材を新たに雇用した際の賃金の一部を助成します。

【補助額】 給与月額 × 6ヶ月以内 × 80%

【補助限度額】 1人当たり 134.4万円 (月額22.4万円 × 6ヶ月)

◆派遣研修支援事業

企業の職員等が、人材確保や労務管理等を習得する研修やセミナーに参加する場合の参加費及び旅費の一部、又は自社で職員向けセミナー等を開催する場合の講師派遣費用の一部を助成します。

【補助対象経費および補助率】

- ・対象となる研修やセミナーの参加費(受講料)及び参加旅費の80%
- ・講師謝金および講師旅費の80%

【補助限度額】 1企業当たり 20万円以内

《 両コース共通 》

◆求職者雇入れ研修支援事業

企業が地域の求職者を正規雇用し、業務に従事しながら又は研修機関に派遣してキャリア形成を促進する場合に、正規雇用した新規採用者の賃金および研修費の一部を助成します。

【補助対象経費および補助額】

- (1) 賃金(給与月額 × 6ヶ月以内)
 1人目: 90万円以内
 2人目以降: 30万円以内 / 1人当たり
 ※「賃金」には、手当類は含まれません。
- (2) 研修費および材料費
 1人当たり 10万円以内

◆課題解決やキャリアアップを図る人材育成支援事業

従業員のキャリアアップや企業の生産性向上を目指している企業の「人材育成計画」の策定を支援します。

また、企業ヒアリングを実施し、企業の課題に応じたオーダーメイド型研修を実施します。

◆求人力強化支援事業

求人を出しても応募がないなど人材確保にかかる課題を解決するため、採用に関するノウハウ等の勉強会や広報活動支援を実施します。

◆従業員の定着に向けた企業の取組促進事業

生産性の向上や従業員が働き続けられる企業を目指して、労働条件・労働環境の整備や経営計画の策定、人材育成をテーマとするセミナー等を開催します。

詳細はお問合わせください。

お問合わせ先

高知県経営者協会(地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会)

TEL:088-881-2000

<http://www.kochi-chipro.jp/>

高知県商工労働部雇用労働政策課 TEL: 088-823-9763

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押しする。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等 ※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は対象外。	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	
適用期間	2021年3月31日までの期間	
お問い合わせ先	四国経済産業局産業部中小企業課 TEL:087-811-8529 FAX:087-811-8558	

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)が適用可

<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
<p>対象設備 (要件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
<p>指定事業</p>	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、コンビニ業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
<p>税制措置</p>	<p>○個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業、農業協同組合等 : 特別償却(30%) 又は 7%税額控除</p> <p>○資本金3,000万円超の中小企業 : 特別償却(30%)</p>
<p>適用期間</p>	<p>2021年3月31日までの期間</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5808</p>

償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

対象者 ※1	中小事業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者 (大企業の子会社は除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
税制措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2(※4)に軽減
適用期間	2018年4月1日～2021年3月31日
お問い合わせ先	四国経済産業局産業振興課 TEL:087-811-8523

- ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
 ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

地域特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする取組に対し、幅広い支援を行います。

対象者

知事に地域未来投資促進法に基づく**地域経済牽引事業計画の承認**を得た者

～地域経済牽引事業計画の主な承認要件～

県と関係市町村が作成した基本計画（※1）に適合する計画であること

- ①地域特性の活用（※2） ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果（売上、雇用者数、雇用者給与等支給額、取引額等の増加）

・高知県における基本計画（※1）

高知県未来投資促進基本計画（所管：高知県庁 商工労働部 企業立地課）

促進地域 高知県全域

地域の特性 ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

（※2） ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

計画期間 2023年3月31日まで

高知県物部川地域基本計画（所管：高知県庁 産業振興推進部 計画推進課）

促進地域 高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

地域の特性 ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野

（※2） ②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品

関連産業・地域商社分野

計画期間 2024年3月31日まで

地域経済牽引事業者への各種支援措置（一部抜粋）

地域未来投資促進税制（適用期限：2020年度末まで）

国税（法人税等）の課税特例、県税（不動産取得税（土地・建物））の課税免除、市町村税（固定資産税（土地・建物・構築物））の課税免除又は不均一課税。

ただし活用には地域経済牽引事業計画の承認の他、国による「高い先進性を有すること等の確認」が必要となります。また、市町村税の課税免除等の措置状況は市町村により異なります。

日本政策金融公庫による支援（地域経済牽引事業者に対する低利融資制度）

貸付期間 設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（ " " ）

貸付限度 中小企業事業：7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）

国民生活事業：7,200万円（ " " 4,800万円以内）

貸付利率 設備資金 中小企業事業：2.7億円まで特別利率③（超える部分は基準金利）

国民生活事業：特別利率C

運転資金 基準金利

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

地域経済牽引型（補助上限額：1,000万円/者、補助率1/2（※））

複数の中小企業・小規模事業者が、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援します。

※労働生産性年率3%以上向上を含む地域経済牽引事業計画の承認を受けた者は補助率2/3

お問い合わせ先

より詳細な制度内容、届出様式等は経済産業省地域未来投資促進法ホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

■制度の活用に関するご相談

高知県庁 商工労働部 企業立地課 TEL：088-823-9693

■地域未来投資促進法の制度全般について

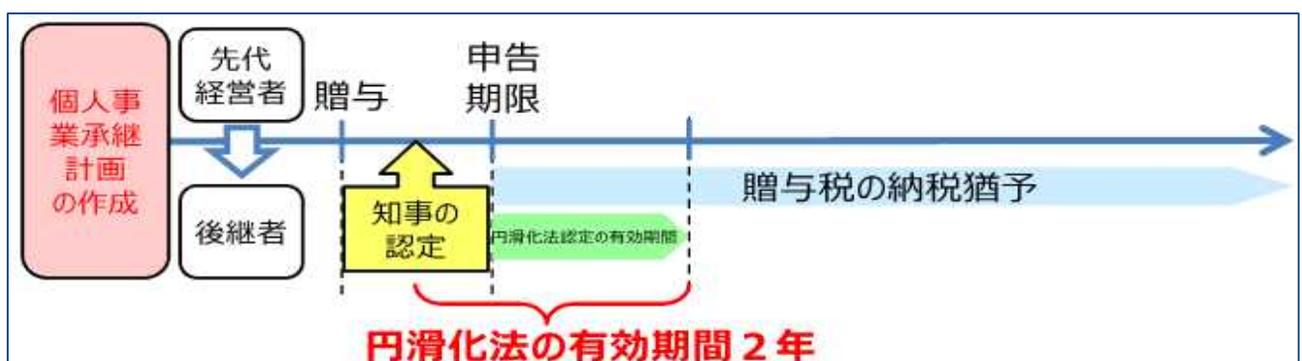
四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室 TEL：087-811-8516

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2023年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 承継後5年間平均8割の雇用維持ができなかった場合、その理由等を記載し、認定経営革新等支援機関の意見を付した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けること。	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	特例経営(贈与)承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合に、その差額は免除されます。	なし
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-823-9697 (認定について)高知県商工労働部経営支援課診断担当 (担当:和田・川村) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138	

個人事業者の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた個人事業者の多様な事業用資産を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2019年4月1日から2024年3月31日まで)
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2019年1月1日から2028年12月31日まで)
対象資産	特定事業用資産 ・事業用の宅地等、事業用の建物、減価償却資産(固定資産税の課税対象等) ※以下のものは特定事業用資産に含まれない ・個人事業者の家事用資産 ・不動産貸付用の宅地および建物 ・棚卸資産、預貯金、売掛金 等
納税猶予	100%
承継パターン	原則先代1人から後継者1人 ※一定の場合には複数から複数も可
雇用確保要件	雇用要件なし
経営環境変化に対応した免除	あり (後継者が死亡した場合、重度障害により継続が困難となった場合など)
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-823-9697 (認定について)高知県商工労働部経営支援課診断担当 (担当:和田・川村) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138



商品開発に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興 推進総合 支援事業 費補助金 (P. 13)	1/2	5,000万円 (拡大再生産加 算(クラスター加 算、外商加算)、 拠点加算: 5,000万円)	単年度	市町村の合意を得た事 業であり、産業振興計画 への位置付けがなされ た事業であること 等
経営革新 等支援事 業(P. 10)		200万円/年	最長 3年間	経営革新計画、事業戦 略、経営計画の策定等
ものづくり 事業戦略 推進事業 費補助金 (P. 5)		1,000万円	最長 2年間	・事業戦略を推進するこ とを前提としていること ・補助事業完了時点で市 場への投入を想定し、市 場等の分析を行っている こと ・技術的課題の解決が 伴うこと 等
研究会発 事業化支 援事業 費補助金 (P. 7)		300万円	単年度	「高知県IT・コンテンツビ ジネス企業研究会」の事 業化プラン認定事業者 であること 等

販路開拓に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興推進総合支援事業費補助金 (P. 13)	1/2	5,000万円 (拡大再生産加算 (クラスター加算、 外商加算)、拠点加算: 5,000万円)	単年度	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること等
経営革新等支援事業 (P. 10)		200万円/年	最長3年間	経営革新計画、事業戦略、経営計画の策定等
販路開拓支援事業 (P. 11)	1/2~ 1/4	30~100万円/年	単年度	販路開拓の方向性、ターゲット及び目標数値等が明確であること
研究会発事業化支援事業費補助金 (P. 7)		300万円	単年度	「高知県IT・コンテンツビジネス企業研究会」の事業化プラン認定事業者であること等

設備投資に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	対象経費	要件
産業振興推進総合支援事業 (P. 13)	1/2	5,000万円 (拡大再生産加算 (クラスター加算、外商加算)、拠点加算: 5,000万円)	・建物及び付属設備 ・その他の減価償却資産	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること 等
企業立地促進事業費補助金 (P. 25)	10~25%	50億円	・土地 ・建物及び付属設備 ・その他の減価償却資産	投資額が原則5,000万円以上かつ従業員数が10名以上純増する事業であること
IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金 (P. 26)	20~50%	2.5億円	・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること 等
ものづくり事業戦略推進事業費補助金(生産性向上計画作成事業) (P. 6)	1/2	150万円	・謝金 ・旅費 ・委託費	・事業戦略を推進することを前提としていること ・事業戦略を推進するために必要な取り組みとして設備投資を想定していること ・本事業完了時に、作成した生産性向上計画を提出すること

	税制措置	対象設備	要件
中小企業経営強化税制(P. 36)	即時償却 / 税額控除 (7%)	・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア	・経営強化法の認定 ・生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備であること 等
中小企業投資促進税制(P. 37)	特別償却(30%) / 税額控除 (7%)	・機械装置 ・工具 ・ソフトウェア ・貨物自動車 ・内航船舶	・一定の価額以上であること ・新品であること 等

連絡先一覧

窓口		電話番号	実施施策	ページ数	
高知県庁	商工政策課	(088)823-9692	中小企業耐震診断等支援事業費補助金	28	
			事業承継等推進事業費補助金	30	
	産業創造課	(088)823-9643	産学官連携産業創出研究推進事業	21	
			産学官連携事業化支援事業費補助金	22	
			(088)823-9750	中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金	1
				研究会発事業化支援等事業費補助金	7
	(088)823-9751	IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金	26		
	工業振興課	(088)823-9720	高知県IoT推進事業費補助金	15,16	
			公的調達制度	18	
		(088)823-9724	伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業 ものづくり事業戦略推進事業費補助金	33 5,6	
	経営支援課	(088)823-9697	防災関連産業交流会	12	
			専門家派遣事業	4	
			金融支援	31	
			非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	40	
		(088)823-9695	個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	41	
	企業立地課	(088)823-9693	高知県中小企業設備資金利子補給制度	24	
産業振興計画推進融資			27		
雇用労働政策課	(088)823-9763	企業立地促進事業費補助金	25		
計画推進課	(088)823-9333	高知県地域活性化雇用創造プロジェクト	35		
地産地消・外商課	(088)823-9704	産業振興推進総合支援事業費補助金	13		
高知県産業振興センター	経営支援課	(088)823-9704	食品産業総合支援事業費補助金	14	
		(088)845-6600	専門家派遣事業	3	
			経営革新等支援事業	10	
	販路開拓支援事業		11		
事業戦略課	(088)845-7110	事業化プラン(製品企画書)作成支援 事業戦略策定支援	8 9		
外商課	(088)845-7110	見本市への出展	17		
中小企業庁	財務課	(03)3501-5808	遺留分に関する民法の特例	32	
			中小企業投資促進税制	37	
高知県中小企業団体中央会	ものづくり補助金事業推進室	(088)845-6222	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	23	
四国経済産業局	産業技術課	(087)811-8518	戦略的基盤技術高度化支援事業費	19	
			商業・サービス競争力強化連携支援事業	20	
	中小企業課	(087)811-8529	中小企業経営強化税制	36	
	産業振興課	(087)811-8523	中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例	38	
	地域未来投資促進室	(087)811-8516	地域未来投資促進法に基づく支援措置	39	
高知労働局	職業安定部職業対策課	(088)885-6052	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	2	
			キャリアアップ助成金	34	
高知県商工会議所連合会		(088)875-1177	小規模事業者持続化補助金	29	
高知県商工会連合会		(088)846-2111			